

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和6年7月1日 現在＞

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0294-76-2723 (9:00~17:00)
担当 介護支援専門員 染谷 恵

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 松栄荘居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	松栄荘居宅介護支援事業所
所在地	茨城県常陸太田市箕町844番地の1
介護保険指定番号	居宅介護支援 0873400014
サービスを提供する 地域 *	常陸太田市、常陸大宮市、水戸市、

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

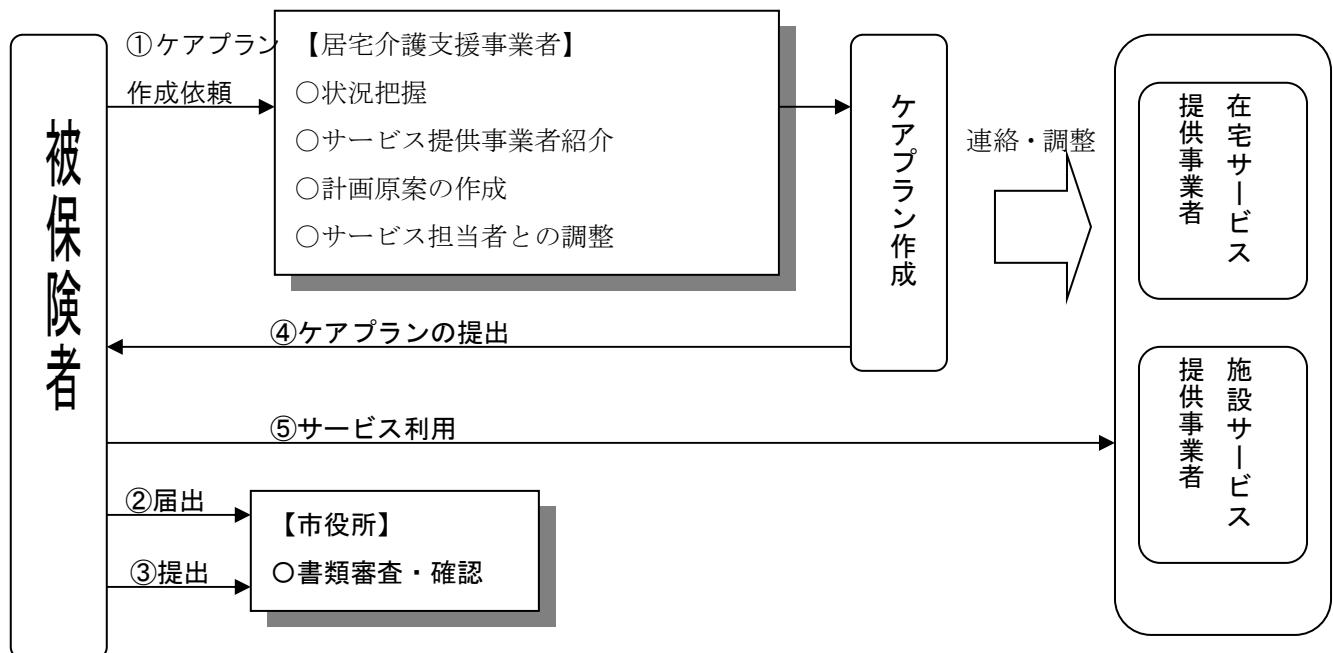
	常勤兼務	合 計
管理者・介護支援専門員	1名	1名
合 計	1名	1名

(3) 営業時間

月～金曜日	9:00～17:00
-------	------------

* 緊急連絡電話 0294-76-3011

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



- ①居宅介護支援事業者選び、ケアプランの作成を依頼します。
- ②居宅サービス計画作成依頼届出書を町役場に提出します。
- ③自分でケアプランを作成する場合は、作成したケアプランを町役場に提出します。
- ④作成されたケアプランを受け取り、希望に添ったものかどうかを確認します。
- ⑤作成されたケアプランに基づき、サービスを利用します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階	1,700円
途中で解約した場合	
保険者（市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

(4) その他の料金

5. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

被保険者が要介護状態となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

1. 被保険者が要介護認定などに係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行われているか否かを確認し、その支援も行う。
2. 被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境などに応じて、適切な保険医療サービス及び福祉サービス、施設などの多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮しつとめる。
3. 常陸太田市から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研磨を行う。
4. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行う。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

[利用者への情報提供]

- ・居宅介護サービス計画作成にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料金等の状況を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能としうるよう支援する。

〔利用者の実態把握〕

- ・介護支援専門員は、居宅介護サービス計画にあたっては利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境などの評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために解決すべき問題を把握する。
- ・利用者の実態把握を行うにあたり使用するアセスメント・介護サービス計画書の様式は「MDS-HC, CAPs」、「日本版 成人・高齢者用アセスメントとケアプラン」「包括的自立支援プログラム」、「居宅サービス計画ガイドライン」とする。

〔居宅サービス計画の原案作成〕

- ・介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

〔担当者会議〕

- ・介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。
- ・担当者会議は、事業所内の会議室において開催する。

〔虐待防止の推進〕

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者）を定める。
- ・虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報する。

〔業務継続計画〕

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定を行う。

6. サービス内容に関する苦情

①当法人のお客さま相談・苦情担当

当法人の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 介護支援専門員 染谷 恵 電話 0294-76-2723

②その他

当法人以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名

担当 電話

7. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 サンピア
代表者役職・氏名 理事長 谷津 幸雄
法人所在地・電話番号 茨城県常陸太田市箕町911-1
0294-76-3011

事業所数等

居宅介護支援	1カ所
訪問介護	1カ所
通所介護	2カ所
短期入所生活介護	1カ所
介護老人福祉施設	1カ所
ケアハウス	1カ所
在宅介護支援センター	1カ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

松栄荘居宅介護支援事業所
介護保険事業所番号 0873400014
茨城県常陸太田市箕町844-1

説明者氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印